



目 次

規 則	ページ
◎高知県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則	1
告 示	
○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	1
○自動車税及び自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (4件) (治山林道課)	1
◎告示 (高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め) の廃止 (水産政策課)	6
◎告示 (沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務の委託) の廃止 ( " )	6
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	6
○地籍調査の事業計画の一部変更 (用地対策課)	6
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	6
○道路の供用開始 (2件) ( " )	7
◎高知県立のいち動物公園及び高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定 (公園下水道課)	7
監査公表	
○定期監査の執行結果 (東京事務所ほか)	7
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○てながえび類の採捕の禁止についての指示	11
入札公告	
○一般競争入札 (一般業務用ノート型パソコンの借入れ) の公告 (情報政策課)	11
正 誤	
◎正誤 (平30・3・23付け 規則)	13

規 則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則をここに公布

する。  
平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第9号

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年高知県規則第59号) は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に償還の終わっていないこの規則による廃止前の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則 (以下「旧規則」という。) 第2条の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金 (旧規則附則第2項の規定により貸し付けられたものを含む。) の償還については、旧規則第7条から第16条までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

告 示

高知県告示第115号

高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) 第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3

一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所

2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3

一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所

3 指定期間  
平成31年4月1日から同年9月30日まで

高知県告示第116号

高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) 第73条の3第3項 (同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5

一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部

- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 3 指定期間  
平成31年4月1日から同年9月30日まで

高知県告示第117号

介護機関について、次のとおり生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成30年12月1日	医療法人祥星会 宿毛市押ノ川1196	グループホームひじり 宿毛市押ノ川1196 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

高知県告示第118号

平成30年9月高知県告示第766号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡別府村高瀬
  - イ 氏名  
掛水 重作
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和56年8月農林水産省告示第1291号
  - (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

<p>期間及び樹種について <b>高知県告示第119号</b> 平成30年9月高知県告示第767号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村神谷1634番地 イ 氏名 三宮 一昌</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追 イ 氏名 中岡 惣太郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙1310番地 川添マンション203号 イ 氏名 曾我 泰子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町5210番地2 イ 氏名 藤岡 芳子</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市横小路町五丁目7番19号 イ 氏名 島田 秀孝</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町6489番地12 イ 氏名 筒井 佐知子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 京都府宇治市大久保町山ノ内3番地 イ 氏名 浜田 重子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1739番地1 イ 氏名 山口 勇吉</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 兵庫県姫路市西今宿二丁目6番1号 イ 氏名</p>	<p>尾崎 美子</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町宮ヶ平165番地 イ 氏名 酒井 福清</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡明治村片岡1459番地 イ 氏名 伊藤 美能</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 西森 長作</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 西森 福太郎</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高知市本宮町143番地 セジュールむらさき203号 イ 氏名 西森 美智子</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町二丁目8番6号 イ 氏名 藤原 孝壽</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村下川134番地 イ 氏名 中田 清幸</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡別府村別枝816番地 イ 氏名 岡添 勇美</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 神奈川県横浜市中区寺久保42番地 イ 氏名 寺岡 康臣</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷2018番地 イ 氏名 坂本 忠夫</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷2018番地 イ 氏名 坂本 隆子</p>	<p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村236番屋敷 イ 氏名 藤田 常吉</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村225番屋敷 イ 氏名 北川 佐十郎</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村下八川222番屋敷 イ 氏名 北川 藤吉</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村大久保2番屋敷 イ 氏名 野田 芳蔵</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年5月農林水産省告示第652号（四に限る。） (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第120号</b> 平成30年9月高知県告示第779号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を本山町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田555番地 イ 氏名 右城 晴治</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田107番地 イ 氏名 久保 倫</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町本山158番地 イ 氏名 畠山 喜久治</p>
--	--	--

(4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田17番地 イ 氏名 古田 親恵	長岡郡本山町古田77番地 イ 氏名 畠山 芳稲	イ 氏名 細川 澄子
(5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田287番地 イ 氏名 大石 政吉	(16)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田892番地 イ 氏名 古田 常美	(27)ア 登記簿記載の住所 兵庫県加古川市野口町古大内584番地 2 イ 氏名 山中 國榮
(6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田348番地 イ 氏名 畠山 与恵	(17)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田893番地 イ 氏名 大石 里喜	(28)ア 登記簿記載の住所 南国市岡豊町笠ノ川797番地 1 イ 氏名 大石 紋子
(7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田380番地 イ 氏名 畠山 繁猪	(18)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田969番地 イ 氏名 古田 照樹	(29)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉延374番地 イ 氏名 田岡 要馬
(8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田456番地 イ 氏名 川村 雅宣	(19)ア 登記簿記載の住所 大阪府松原市岡三丁目685番地 2 イ 氏名 杉本 碩男	(30)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 田岡 時馬
(9)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田461番地 イ 氏名 古田 知郎	(20)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大石1351番地 イ 氏名 畠山 貞貴	(31)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野180番地 9 イ 氏名 田岡 友一
(10)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田547番地 イ 氏名 右城 繁栄	(21)ア 登記簿記載の住所 山口県山口市朝田2131番地 4 イ 氏名 窪内 健介	(32)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉延16番屋敷 イ 氏名 西岡 長吾
(11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田630番地 1 イ 氏名 右城 晴樹	(22)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉延773番地 イ 氏名 本山町吉延生産森林組合	(33)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉延57番屋敷 イ 氏名 細川 博敏
(12)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田630番地イ イ 氏名 右城 克世	(23)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉延808番地 イ 氏名 前田 豊稲	(34)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉延57番屋敷 イ 氏名 細川 徳治
(13)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田713番地 イ 氏名 澤田 峯隆	(24)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 坂本 磯吉	(35)ア 登記簿記載の住所 東京都練馬区西大泉六丁目21番14号 イ 氏名 田岡 賢一
(14)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町古田736番地 イ 氏名 古田 安喜	(25)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町吉延12番屋敷 イ 氏名 前田 仲吉	(36)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 澤田 花
(15)ア 登記簿記載の住所	(26)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大石305番地	(37)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名

<p>(38)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 前田 楠喜</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 西岡 長吾</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延924番地 イ 氏名 前田 仲吉</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延120番地 イ 氏名 細川 許美</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 田岡 時馬</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 南国市廿枝1100番地 イ 氏名 高井 幹夫</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村本山405 イ 氏名 本山村農業協同組合</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石 8 番屋敷 イ 氏名 細川 政吉</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 高知市九反田 4 番10-1505号 イ 氏名 米澤 弘美</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石305番地 イ 氏名 細川 澄子</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石407番地 イ 氏名 山中 章寛</p>	<p>(49)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石194番地 イ 氏名 原 猛志</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町2269番地201 イ 氏名 岡林 沙由子</p> <p>(51)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石877番地 イ 氏名 和田 樂治</p> <p>(52)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村北山丙792番地ロ イ 氏名 和田 樂治</p> <p>(53)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村北山丙792番地ロ イ 氏名 和田 樂治</p> <p>(54)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石21番屋敷 イ 氏名 和田 徳吾</p> <p>(55)ア 登記簿記載の住所 兵庫県高砂市伊保崎二丁目11番 4 - 5 号 イ 氏名 原 英歳</p> <p>(56)ア 登記簿記載の住所 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 7 番 4 - 401号 電源 開発社宅 イ 氏名 原 英歳</p> <p>(57)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 田岡 要馬</p> <p>(58)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 田岡 要馬</p> <p>(59)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 坂本 磯吉</p>	<p>(60)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村吉延 イ 氏名 田岡 春吉</p> <p>(61)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村古田306番地 イ 氏名 沢田 袈娑松</p> <p>(62)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村古田755番地 イ 氏名 畠山 精一</p> <p>(63)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村古田881番地 イ 氏名 右城 稔雄</p> <p>(64)ア 登記簿記載の住所 横浜市磯子区杉田町270番地 イ 氏名 右城 智宣</p> <p>(65)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石864番地 イ 氏名 熊本 光保</p> <p>(66)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山村大石513番地 イ 氏名 高井 義廣</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  次に掲げる告示で定めるところによる。  昭和57年8月農林水産省告示第1377号  (2) 変更後の指定施業要件  立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について  <b>高知県告示第121号</b>  平成30年9月高知県告示第781号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  平成31年3月5日  高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p>
---	---	--

(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村田野々70番屋敷 イ 氏名 三橋 政於	土佐郡土佐村東石原2128番地 イ 氏名 中町 速雄	イ 氏名 中町 速雄
(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村田野々36番邸 イ 氏名 三橋 虎之進	(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丁3041番地イ イ 氏名 嶋崎 富美	(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙6951番地 イ 氏名 坂本 輝茂
(3)ア 登記簿記載の住所 高知市西新屋敷69番地 イ 氏名 平石 久子	(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川村丙7308番地 イ 氏名 中町 民子	(25)ア 登記簿記載の住所 千葉県千葉市今井町1329番地12 イ 氏名 三橋 キヨ子
(4)ア 登記簿記載の住所 高知市築屋敷55番地 イ 氏名 原 泰吉	(15)ア 登記簿記載の住所 高知市築屋敷55番地 イ 氏名 原 耕一	(26)ア 登記簿記載の住所 高知市築屋敷55番地 イ 氏名 原 国夫
(5)ア 登記簿記載の住所 高知市上町三丁目3番29号 イ 氏名 高橋 友美	(16)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村西石原270番地 イ 氏名 窪内 茂稔	(27)ア 登記簿記載の住所 宮崎市吉村町冬治甲850番地10 イ 氏名 三橋 将之
(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙6940番地 イ 氏名 高橋 加代	(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村 イ 氏名 和田 豊稔	(28)ア 登記簿記載の住所 高知市永国寺町1番20号 イ 氏名 香川 律子
(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上八川丙7106番地 イ 氏名 和田 重正	(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙6941番地 イ 氏名 和田 高明	(29)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙1928番地16 イ 氏名 下村 順子
(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙7102番地、丙7104番地 イ 氏名 和田 源之助	(19)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村東石原81番地 イ 氏名 窪之内 兼市	(30)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉乙262番地 イ 氏名 和田 四郎
(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村 イ 氏名 和田 源之助	(20)ア 登記簿記載の住所 高知市石井1844番地2 イ 氏名 近藤 精夫	(31)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上八川丙4574番地 イ 氏名 筒井 安宏
(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙7003番地、丙7004番地 イ 氏名 森 連	(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙7106番地 イ 氏名 和田 瑞宏	(32)ア 登記簿記載の住所 高知市新屋敷7番地1 イ 氏名 平石 元久
(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙7102番地、丙7104番地 イ 氏名 和田 年春	(22)ア 登記簿記載の住所 大阪市港区築港一丁目6番2-245号 イ 氏名 和田 郁生	(33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙6995番地 イ 氏名 高橋 広光
(12)ア 登記簿記載の住所	(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙7308番地	(34)ア 登記簿記載の住所 高知市築屋敷55番地 イ 氏名

(35)ア 原 輝夫  
 登記簿記載の住所  
 高知市築屋敷55番地  
 イ 氏名  
 原 尚子  
 (36)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡上八川村田野々54番邸  
 イ 氏名  
 高橋 伊勢松  
 (37)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡上八川村丙7003番地、丙7004番地  
 イ 氏名  
 森 正野

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和58年6月農林水産省告示第1094号  
 (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第122号**  
 昭和54年12月高知県告示第729号（高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め）は、平成31年3月31日限り廃止する。  
 平成31年3月5日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第123号**  
 昭和61年7月高知県告示第456号（沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務の委託）は、平成31年3月31日限り廃止する。  
 平成31年3月5日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第124号**  
 漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成31年2月19日に次のとおり認可した。  
 平成31年3月5日  
 高知県知事 尾崎 正直  
 四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則  
 (1) 漁業権者の名称及び住所  
 四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2  
 (2) 漁業権の免許番号  
 内共第516号  
 (3) 遊漁規則の変更の内容  
 第6条第1項の表中「4,000円」を「2,000円」に、

「6,000円」を「8,000円」に改め、同条第2項の表中「肢体不自由者」を「肢体不自由者（身体障害者手帳を所持する者に限る。）」に改め、同条第3項の表中「8,000円」を「1万円」に改める。  
 附則として次のように加える。  
 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
 平成31年4月1日

**高知県告示第125号**

平成31年1月高知県告示第44号（地籍調査の事業計画の一部変更）で一部変更した、平成30年5月高知県告示第423号（地籍調査の事業計画の定め）（同年10月高知県告示第787号（地籍調査の事業計画の一部変更）による変更後のものをいう。）で告示した平成30年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。  
 平成31年3月5日  
 高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	須崎市	須崎市上分乙及び下郷の各一部並びに西糺町、東糺町及び桑田山甲	平成30年度中
変更後		須崎市上分乙及び下郷の各一部並びに西糺町、東糺町、桑田山甲、鍛冶町、原町一丁目及び原町二丁目	

**高知県告示第126号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成31年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月5日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

須崎市上分字猪伏丙1934番から須崎市上分字猪伏丙1941番まで	前	24.2 }	23
	後	24.4 }	
		39.8 }	23
		41.9 }	

**高知県告示第127号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成31年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月5日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市宗呂字宮ノ前乙50番3から土佐清水市宗呂字上大サコ乙539番16まで	前	5.8 }	996
	後	39.4 }	
		8.8 }	996
		39.4 }	

**高知県告示第128号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成31年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成31年3月5日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田井大瀬
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町吉野字		7.3	

下立野202番4地先から 長岡郡本山町吉野字 大西424番13地先まで	前	10.4	59
	後	10.2 15.0	59

**高知県告示第129号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田井大瀬
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡本山町吉野字下立野202番4地先から 長岡郡本山町吉野字大西424番13地先まで	59	平成31年3月5日

**高知県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村柱谷字堂ノ元636番12から 高岡郡日高村柱谷字堂ノ元638番2まで	95	平成31年3月5日

**高知県告示第131号**

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により施設ごとに指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高知県立のいち動物公園
  - (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香南市野市町大谷738番地  
公益財団法人高知県のいち動物公園協会
  - (2) 指定期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 2 高知県立春野総合運動公園
  - (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市春野町芳原2485番地  
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
  - (2) 指定期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月5日

高知県監査委員 弘田 兼一  
同 依光 晃一郎  
同 奥村 陽子  
同 植田 茂

**第1 監査の実施**

平成30年度の監査対象機関238機関（本庁111機関及び出先127機関）のうち出先の79機関に対して、平成30年10月30日から平成31年2月20日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	実施済機関数		今回実施機関数	
		委員監査	書面監査	委員監査	書面監査
知事部局	本庁	92	92	0	0
	出先	60	28	23	5
	計	152	120	23	5

公営企業局	本庁	2	2	0	0
	出先	2	2	0	0
	計	4	4	0	0
教育委員会	本庁	12	12	0	0
	出先	53	9	3	22
	計	65	21	3	22
警察本部	本庁	1	1	0	0
	出先	12	1	1	5
	計	13	2	1	5
その他の機関	本庁	4	4	0	0
計	本庁	111	111	0	0
	出先	127	40	8	50
	計	238	151	8	50

**第2 監査の結果**

**1 総括**

今回監査を実施した出先79機関のうち35機関において、改善、是正等を要する不適切な事務処理が合計54件認められた。

不適切な事務処理の内訳は、「強く改善を求める事項」が9件、それ以外の「改善を求める事項」が45件である。これらの事務区分別の件数及び主な内容は別表1、実施機関別の件数等は別表2のとおりである。

事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項の件数は、契約事務が18件と最も多く、次いで支出事務が12件、給与・旅費支給事務が9件となっている。これらの主な事例は、次のとおりである。

**契約事務**

- ・ 施行伺・予定価格調書の作成漏れ
- ・ 請書への委託業務の内容を示した仕様書の添付漏れ
- ・ 作成権限のない者による予定価格調書の作成

<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額の誤りなど契約書の不備</li> <li>・契約書で提出を求めた書類の受領漏れ</li> </ul> <p>支出事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時資金の不適正な管理</li> <li>・積算・設計の不備</li> <li>・支出額の誤り</li> <li>・不適正な検認方法</li> <li>・請求書のない支払</li> </ul> <p>給与・旅費支給事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手当（通勤手当、時間外勤務手当等）の支給額の誤り</li> </ul> <p>収入事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入調定の遅延</li> <li>・決裁印漏れ</li> </ul> <p>服務管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員の勤務日数の不適正な管理</li> </ul> <p>なお、今年度の改善を求める事項等について、事務区分別件数の前年度との比較は、別表3のとおりである。</p> <p>2 強く改善を求める事項</p> <p>強く改善を求める事項の該当機関及び具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 東京事務所</p> <p>ア 平成29年度の常時資金の精算について、常時資金精算書を精算時には作成せず、平成30年8月31日以降に作成し、平成29年度の決裁権者である前所長が決裁印を押印していた。（支出事務）</p> <p>イ 平成30年度のパンフレット配布等委託業務の複数単価契約について、随意契約をすべきところ競争入札により契約していた。また、予定価格調書には単価についての予定価格を記載すべきところ、総額のみを記載していた。（契約事務）</p> <p>(2) 安芸農業振興センター</p> <p>平成28年度地域ため第5241-803号西山2期地区地域ため池総合整備振組2号池堤体工事の第2回変更設計書において、処分する木根等の運搬車両の台数を錯誤したため、請負工事費が過少となっていた。（支出事務）</p> <p>(3) 中央東林業事務所</p> <p>平成29年度に実施した複写サービスの入札において、契約担当者ではない者が予定価格調書を作成していた。（契約事務）</p> <p>(4) 中央西土木事務所</p> <p>前年度の指摘事項である平成29年度伊野合同庁舎保全警備委託業務契約書における仕様書の添付漏れ及び遅延利息の率の誤りを修正するに当たり、決裁文書を作成することなく平成29年6月16日付け変更契約書を差し替えていた。（契約事務）</p>	<p>(5) 高知南高等学校</p> <p>平成30年度空調サービス契約について、予定金額が100万円を超えていたにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。（契約事務）</p> <p>(6) 高知工業高等学校</p> <p>平成30年度の消防設備保守点検業務委託契約の請書に仕様書が添付されていなかった。（契約事務）</p> <p>(7) 高知西高等学校</p> <p>ア 平成29年度及び平成30年度の教職員・児童生徒健康診断委託業務について、予定金額が100万円を超えていたにもかかわらず、施行伺を作成していなかった。（契約事務）</p> <p>イ 平成30年度に作成した電話設備賃貸借契約書において、契約期間が16箇月であったにもかかわらず、12箇月分の金額を契約金額としていた。（契約事務）</p> <p>これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適切な事務処理である。</p> <p>第3 意見</p> <p>それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因して発生している。については、各機関において、規則やマニュアル等で定められた事務処理手順を周知徹底し、これらに準拠した事務を執行すべきである。</p> <p>特に契約事務は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、管理職員等は与えられた職責と役割を再認識し、職場におけるチェック体制の一層の充実を図るなど、適正に事務を執行することを強く求める。</p> <p>なお、平成30年度の年間を通した着眼事項として、各所属が管理する施設について、消防設備の点検結果への対応状況を確認した。</p> <p>その結果、一部の所属において、点検結果で不良とされ修繕等が必要とされたものへの対応に時間を要しているのが見られた。</p> <p>県の施設における消防設備に不備があった場合、万が一の際は利用者等の安全を脅かすことにもなりかねないことから、予算措置が必要な場合を含め、早急に修繕等の対応を行うなど、適正な消防設備の維持管理を求める。</p> <p>今回の監査結果については、強く改善を求める事項等のあった機関のみならず、全機関において共有し、同様・類似の誤りを起こさないよう全職員に注意喚起されたい。</p>	
--	--	--



別表1 (事務区分別件数及び主な内容)

事務区分	強く改善を 求める事項	改善を求め る事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合(%)	
収入事務		5	5	9.3	・収入調定の遅延 ・決裁印漏れ 等
支出事務	2	10	12	22.2	・常時資金の不適正な管理 ・積算・設計の不備 ・支出額の誤り ・不適正な検認方法 ・請求書のない支払 等
契約事務	7	11	18	33.3	・施行伺・予定価格調書の作成漏れ ・請書への委託業務の内容を示した仕様書の添付漏れ ・作成権限のない者による予定価格調書の作成 ・契約金額の誤りなど契約書の不備 ・契約書で提出を求めた書類の受領漏れ 等
財産・物品管理事務		2	2	3.7	・生産物管理の不備
服務管理事務		5	5	9.3	・非常勤職員の勤務日数の不適正な管理 等
給与・旅費支給事務		9	9	16.7	・手当(通勤手当、時間外勤務手当等)の支給額の誤り 等
庶務関係事務		1	1	1.9	・自家用車登録簿の更新漏れ
その他事務		2	2	3.7	・USBメモリの不適正な管理
計	9	45	54	100.0	

備考 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は100.0にはならない。

別表2 (実施機関別件数等)

( ) : 強く改善をを求める事項の件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 ■ : 書面監査日	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	計		
<b>知事部局</b>											
<b>総務部</b>											
東京事務所		3 (1)	1 (1)		1	1			6 (2)	平成30年11月8日	
安芸県税事務所										平成31年1月22日	
中央東県税事務所			1					1		平成30年11月2日	
中央西県税事務所										平成31年1月22日	
須崎県税事務所										平成30年10月30日	
幡多県税事務所										平成31年1月29日	
<b>健康政策部</b>											
中央東福祉保健所										平成30年10月30日	
<b>地域福祉部</b>											
療育福祉センター		1						1		平成30年11月2日	
<b>産業振興推進部</b>											
産学官民連携センター		1						1		平成31年1月22日	
大阪事務所										平成30年11月8日	
名古屋事務所										平成30年11月8日	
<b>商工労働部</b>											
工業技術センター	1							1		平成30年12月3日	
海洋深層水研究所										■平成31年2月20日	
中村高等技術学校										■平成31年2月20日	
<b>農業振興部</b>											
安芸農業振興センター		1 (1)						1 (1)		平成30年11月2日	
中央東農業振興センター			1					1		平成30年11月28日	
農業大学校				1				1		■平成31年2月20日	
農業担い手育成センター										■平成31年2月20日	
<b>林業振興・環境部</b>											
森林技術センター										平成30年11月2日	
安芸林業事務所			1					1		平成31年1月22日	
中央東林業事務所			1 (1)					1 (1)		平成30年11月28日	
幡多林業事務所							1	1		平成31年1月30日	
林業大学校		1			1			2		■平成31年2月20日	
<b>土木部</b>											
安芸土木事務所	1							1		平成30年12月3日	
中央東土木事務所	1	1	1					3		平成30年11月6日	
中央西土木事務所			2 (1)					2 (1)		平成30年10月31日	

( ) : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 ■: 書面監査日
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	サービス 管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	計	
須崎土木事務所										平成30年10月31日
幡多土木事務所			2						2	平成31年1月30日
東部教育事務所										■平成31年2月20日
幡多青少年の家			1			2			3	平成31年1月29日
図書館			2			1			3	平成30年10月30日
室戸高等学校			1						1	平成30年11月6日
中芸高等学校										■平成31年2月20日
県立安芸中学校										■平成31年2月20日
安芸高等学校										■平成31年2月20日
安芸桜ヶ丘高等学校										■平成31年2月20日
城山高等学校										■平成31年2月20日
山田高等学校										■平成31年2月20日
嶺北高等学校										■平成31年2月20日
高知農業高等学校					1				1	平成30年11月6日
高知東工業高等学校										■平成31年2月20日
岡豊高等学校										■平成31年2月20日
高知東高等学校										平成30年11月2日
県立高知南中学校										平成30年11月2日
高知南高等学校			1 (1)						1 (1)	平成30年11月2日
高知工業高等学校	1		1 (1)			1			3 (1)	平成30年11月28日
高知追手前高等学校						1			1	平成30年11月6日
高知丸の内高等学校										平成30年10月30日
高知小津高等学校		1							1	平成30年12月3日
高知北高等学校										■平成31年2月20日
高知西高等学校		1	2 (2)						3 (2)	平成30年11月6日
県立高知国際中学校										平成30年11月6日
伊野商業高等学校							1		1	平成30年10月31日
高岡高等学校										■平成31年2月20日
高知海洋高等学校				1					1	■平成31年2月20日
須崎高等学校						1			1	平成31年1月22日
佐川高等学校										平成30年10月30日
榑原高等学校										■平成31年2月20日
四万十高等学校						1			1	■平成31年2月20日
大方高等学校										平成31年1月29日

( ) : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 ■: 書面監査日
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	サービス 管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	計	
幡多農業高等学校										■平成31年2月20日
県立中村中学校										平成31年1月30日
中村高等学校					1				1	平成31年1月30日
宿毛高等学校										平成31年1月29日
清水高等学校										平成31年1月29日
山田養護学校					1				1	■平成31年2月20日
高知江の口養護学校		1				1			2	■平成31年2月20日
日高養護学校								1	1	■平成31年2月20日
中村特別支援学校										平成31年1月29日
高知警察署										平成31年1月22日
高知南警察署										■平成31年2月20日
高知東警察署										■平成31年2月20日
室戸警察署		1							1	■平成31年2月20日
安芸警察署										平成30年10月30日
南国警察署	1								1	平成30年11月6日
土佐警察署										平成31年1月22日
佐川警察署										■平成31年2月20日
中村警察署										平成31年1月30日
宿毛警察署										■平成31年2月20日
計	5	12 (2)	18 (7)	2	5	9	1	2	54 (9)	

別表3（年間件数の前年度比較）

（ ）：強く改善を求める事項（平成29年度は指摘事項）の件数で内数

	平成29年度			平成30年度			比較（平成30年度－平成29年度）		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
対象機関数	110機関	126機関	236機関	111機関	127機関	238機関	1機関	1機関	2機関
事務区分別改善を求める事項等件数									
収入事務	7 (1)	14 (2)	21 (3)	17 (8)	6 (1)	23 (9)	10 (7)	△8 (△1)	2 (6)
支出事務	41 (6)	24 (2)	65 (8)	45 (12)	19 (7)	64 (19)	4 (6)	△5 (5)	△1 (11)
契約事務	39 (8)	30 (3)	69 (11)	58 (3)	34 (9)	92 (12)	19 (△5)	4 (6)	23 (1)
財産・物品管理事務	1	4	5	5	4	9	4		4
服務管理事務	7	6	13	5 (1)	6	11 (1)	△2 (1)		△2 (1)
給与・旅費支給事務	3	6	9	8	10	18	5	4	9
庶務関係事務	1	4	5	4	4	8	3		3
その他事務	3	3	6	2	2	4	△1	△1	△2
検討				1		1	1		1
計	102 (15)	91 (7)	193 (22)	145 (24)	85 (17)	230 (41)	43 (9)	△6 (10)	37 (19)

内水面漁場管理  
委員会指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第98号

てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成31年2月18日に次のとおりてながえび類に関し、採捕の禁止を指示した。

平成31年3月5日

高知県内水面漁場管理委員会会長 筒井 一水

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

平成31年9月1日から平成32年3月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと連接して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、てながえび類に係る調査、試験研究、教育実習又は種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）は、適用しない。

3 指示の有効期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年3月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

一般業務用ノート型パソコン 2,853台

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

平成31年7月1日から平成36年8月31日まで

(4) 借入物品の納入期限及び納入数量

1回目 平成31年6月14日 10台

2回目 平成31年8月31日 2,843台

(5) 借入物品の納入場所

1回目 高知県総務部情報政策課

2回目 高知県総務部情報政策課が指定する場所

<p>(6) 入札方法  ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。  イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格  次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  (2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。  (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。  (4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、当該借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。  (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。  (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等  (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  郵便番号780-0870  高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階  高知県総務部情報政策課</p>	<p>電話番号088-823-9773（内線2251）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法  ア 手渡しによる交付の場合  平成31年3月5日（火）から同年4月16日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。  イ ダウンロードによる交付の場合  平成31年3月5日午前9時から同年4月16日午後5時までの間に高知県総務部情報政策課のホームページ（<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/</a>）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所  ア 日時  平成31年4月17日（水）午前10時  郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成31年4月12日（金）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。  イ 場所  高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他  (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  日本語及び日本国通貨  (2) 入札保証金及び契約保証金  高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。  (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成31年4月4日（木）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  (4) 入札の無効  この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。  (5) 落札者の決定方法等  規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲</p>	<p>内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無  無  (7) 契約書作成の要否  要  (8) 資格審査に関する事項  2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成31年3月15日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。  (9) 関連情報を入手するための照会窓口  3の(1)に同じ。  (10) 調達手続の停止等  平成31年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合（修正されて議決された場合を含む。）は、本件調達手続の停止等を行うことがある。  (11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary  (1) Nature and quantity of the products to be leased:  General purpose notebook PCs 2,853 units  (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 4 April 2019  (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 17 April 2019  (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Friday 12 April 2019  (5) Contact: Information Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan  Tel: 088-823-9773(ext. 2251)  (6) Others: As in the tender documentation</p>
---	---	---

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・3・23	号外7	◎規則	16	左	<u>旅館業法施行令</u>	旅行業法施行令